

# 公益財団法人郡山市健康振興財団退職手当補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

平成24年4月1日一部改正

令和7年1月24日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人郡山市健康振興財団（以下「財団」という。）の安定的な運営を支援するため、財団に対して行う補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、財団が定める公益財団法人郡山市健康振興財団職員の退職手当支給規程（平成3年財団法人郡山市健康振興財団規程第3号）により支給する退職手当に要する経費とする。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で定める。

## (補助対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）とする。

## (交付の申請)

第5条 財団は、補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。

## (交付の条件)

第6条 規則第6条第1項4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

## (概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

## (軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。ただし、補助事業等の内容の変更を伴うものを除く。

- (1) 公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣公益認定等委員会通知）に定める勘定科目の大科目内の経費の配分の変更
- (2) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (3) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

（実績報告）

第9条 財団は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内または事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により財団の代表者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月24日から施行する。